

障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「障害児通所支援事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5第2項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所をいう。

(補助金の算定方法)

第3条 知事が交付する補助金の額は、次表に掲げる補助基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分	基準額	対象経費	補助率
設備整備	2,000千円	医療的ケア児又は重症心身障害児を新たに受入れ又は受入拡大するために必要な家屋の改修、設備の整備又は改修、福祉車両の購入及び福祉車両への改造に要する費用	1 / 2
備品購入	500千円	医療的ケア児又は重症心身障害児を新たに受入れ又は受入拡大するために必要な備品購入に要する費用	

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金	障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金交付申請書	別記様式第1号	1	1 所要額調書 2 事業計画書 3 添付書類 (1) 歳入・歳出予算書（見込）の抄本 (2) その他参考となるべき書類	別記様式第1号 別記様式第2号	1 1 1	知事が別に定める日

(補助条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（第6条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業内容の重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（軽微な変更）

第6条 前条第2号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費の30パーセント以上の変更をすること。

（変更の承認）

第7条 第3条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第4号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金	障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金に係る事業の状況報告書	別記様式第2	1	実施状況報告書	別記様式第5号	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金	障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金実績報告書	別記様式第2	1	1 事業費精算書 2 事業報告書 3 添付書類 (1) 当該事業にかかる歳入歳出決算書(見込)抄本 (2) 契約書の写し、検収調書の写し (3) その他参考となるべき書類	別記様式第6号 別記様式第7号	1 1 1	知事が別に定める日

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金	障害児通所支援事業所受入促進事業費補助金請求書	別記様式第4	1	補助金の額の決定通知書の写	1	知事が別に定める日

附 則

- この要領は、令和6(2024)年度分の補助金から適用する。
- この要領は、令和10(2028)年3月31日限り、その効力を失う。
- この要領の失効前に交付の決定をなされた補助事業については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。